

ハワイ散骨

札幌の方から米国ハワイで海洋散骨を行うための粉骨加工と手続きに関する問い合わせがありました。

弊社で分かっていることを記載します。参考にして下さい。

提出書類

日本国内で発行される埋葬許可証で問題ありません。(火葬場から渡されます)

アメリカ領事館に問い合わせたところ死亡診断書、火葬許可証、埋葬許可証のいずれかがあれば問題ないとのことでした。

ただし、英訳が必要です。

米国の入国審査、税関のスタッフに分かる文章である必要があります。

道庁にも確認を致しましたがその提出文書の雛形なども無いとのことでした。

焼却後のご遺骨ですので検疫の問題が発生しないために割りと規則的には緩やかなのだと思います。

ただし、外国で散骨を希望される皆さんは必ずご自身で問い合わせを確認してください。

パウダー加工された粉末は覚せい剤にも間違われるかもしれません。

また、テロ対策などでいくらでも状況は変わります。

言葉も分からなければ風習も違う相手ですから。

勝手な判断はトラブルの元です。

ハワイ州

アメリカは州により法律が違います。

海岸から5Km以内での散骨は禁止なども聞いたことがあります。

ハワイは散骨に関する法律もあるので現地の法規に従わなくては罰せられます。

米国本土は遺骨の移動も禁止されている州もあるようですのでとにかく確認してください。

以下、問い合わせ先

札幌 アメリカ領事館 電話番号 011-641-1115

東京 アメリカ大使館 電話番号 03-3224-5000

東京 ハワイ州政府観光局 電話番号 03-3201-0430

葬儀の曲友(かねとも) 札幌

URL : <https://kanetomo.2lala.net>